

|                                                                                   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <h1>全国センター通信</h1> | <p>働くもののいのちと健康を守る全国センター<br/>         発行責任者：仲野 智<br/>         〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4<br/>         平和と労働センター・全労連会館6階<br/>         Tel (03) 5842 - 5601<br/>         Fax (03) 5842 - 5602<br/>         毎月1日発行<br/>         年額 1,500 円 (送料込、会員は会費に含む)<br/> <a href="http://www.inoken.gr.jp">http://www.inoken.gr.jp</a></p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 働く人の安全なしに福島復興は進まない

### 原発事故と働く人の安全・健康について考える学習会

「いの健」全国センターは2月11日、東京労働会館（ラパスホール）にて「震災から5年 原発事故と労働者の安全・健康を考える学習会」を開催し、50人が参加しました。

開会あいさつで福地保馬理事長は「事故から5年がたとうとしているが、福島第1原発はコントロールされている状況ではない。廃炉までも長期にわたることになる。そこで働く人の問題を繰り返し考えていくことが必要だ」と述べました。

#### 連続した死亡事故後に原因究明

記念講演は、ジャーナリストの布施祐仁さんが「原発労働者の今」と題して行いました。多くの原発労働者からの話をもとに事故後の5年間を振り返り、原発労働者特有の多重下請け構造のもとで、東電が「下請けまかせ」の無責任体制に終始したこと、「根拠のないロードマップ」や安倍首相の「アンダーコントロール」発言で、「工程第一、安全は二の次」とされ、トラブルと労災が続発したことを指摘しました。また、コストカットも大きなプレッシャーに。未曾有の過酷事故に対して、国が責任を放棄し、民間企業の東電が事業として収束作業を行っていることが根本的な誤りなのです。

2015年1月、タンク天井板からの落下による作業員の死亡事故が発生しました。死亡したのは元請けの災害防止責任者。翌日にも福島第2原発で死亡事故がありました。東電は初めて作業を止めて原因究明と再発防止策を検討し、「安全衛生管理対策のガイドライン」がまとめられました。

#### 収束作業は「1合目」 建屋内作業が「本丸」

収束作業の「本丸」は今後の建屋内作業です。建屋内では高線量での作業となり、短期にしか働くことのできない状況をつくりだしていることも改めて指摘されました。短期間で働く人が増えることは慣れない仕事をする人を増やし、中には、元コンビニの店員だった人が、簡単な安全教育を受けてすぐに



記念講演の布施祐仁氏

建屋で働くという状況もあったとのこと。そのことが作業の中核を担うベテラン作業員への負担を増やすという悪循環を生んでいます。

#### 負担にふさわしい待遇・補償を

作業員の一番の心配は健康問題です。昨年10月、白血病になった福島第1の作業員が労災認定されましたが、白血病では5mSv以上となっている労災基準が、消化器系のガンでは「100mSvで5年以上」とまったく別な基準になっています。また、そもそも被ばく線量の実態を正確に反映していない問題（被ばく隠し）がまだまだあるということも告発されました。

廃炉にむけての長期的な作業を進める上で、労働者がもしもの際には安心して補償を受けられることは必至の条件です。講師からは、国側が因果関係を明確に否定できない場合は被ばく線量に関わらず労災に認められることが必要であると訴えられました。

(次頁に続く)

#### 〈今月号の記事〉

|                 |      |
|-----------------|------|
| 第1回理事会          | 2面   |
| 安全衛生活動の交流 都障教組  | 3面   |
| 各地・各団体のとりくみ     | 4～6面 |
| ILO 総会から／相談室だより | 7面   |
| 関西建設アスベスト判決     | 8面   |

(1面からの続き)

## 「侮蔑」の中に生きている

後半は、田村昭彦副理事長をコーディネーターにミニシンポジウム。最初のシンポジストは、福島農民連会長の根本敬さん。これまでの国や東電の対応について、「私たちは『侮蔑』の中に生きている」と痛烈に告発しました。政府は農地汚染に対しての補償はいっさい行っていません。そして年間20mSv以下は何ら権利の侵害にあたらないとして、5年を区切りとして補償を打ち切ろうとしていることを批判しました。

2人目は、福島県労連議長の斎藤富春さん。除染労働者110番に寄せられた3年間・450件の相談から、特殊勤務手当(危険手当)が正當に支払われていないこと、労基法・労安法の違法行為が多くあることが報告されました。斎藤さ

んは、原発労働者と共通の構造から問題点が生まれているとし、「安全な事故収束と徹底した除染がなければ福島の再興はない。従事する労働者の処遇や健康の確保は極めて重要」と訴えました。

最後は、全労連・全国一般宮城一般副委員長の遠藤秋雄さん。2人の福島第1原発労働者の偽装請負、賃下げ、危険手当不払いなどの裁判について報告しました。裁判は2年3ヶ月の取組を経て和解が成立。



発言する農民連の根本敬氏

和解では、一度決められた労働契約の内容を企業間の事情で減額するという労働者への転嫁は許されないことを認め、契約金に丸め込まれた危険手当を取り戻すという画期的なものとなりました。

## 継続して問題提起を

会場との質疑・意見交換では、講師やシンポジストの報告に対しての深い共感をもとに、全国で働く原発労働者に対する労働・労災・医療・生活など総合的な相談窓口の必要性等、今後の活動の方向性について、活発なやりとりが行われました。最後に、田村副理事長から、今後も繰り返し、問題提起をしていきたいとまとめが行われました。

(全国センター 岡村やよい)

## 第12回労安学校は、5月14日-15日に開催 第1回理事会

第1回全国センター理事会が、2月3日に平和と労働センターで開催されました。

開会にあたって、福地理事長があいさつ。「今年は大変な年、一番大変なのは日本国憲法。憲法を崖っぷちから救い出す1年にしたい。戦争立法とあわせ8時間労働制が危ない。社会の軍事化によってインディーセントな労働が増える。戦争法廃止の運動をつくろう」と今年の課題をのべ、みんなでとりくみをつくることを確認しました。また、1月に逝去された辻村一郎前理事長に黙祷を捧げました。

協議事項では、第18回総会方針にもとづく重点課題や体制について協議。重点課題として、15年目の課題の着実な前進と20年目に向けた準備を確認しました。

体制については、規制緩和のなかで増える非正規労働者と労働者性を奪われ、自営業者化(自己責任化)している労働者の健康問題について検討することを目的に「労働者性を奪われた働く人の検討会(仮称)」を新しく立ちあげることを確認しました。そ

の他は前年までの委員会を踏襲し、労働基準行政検討会、メンタルヘルス研究会、化学物質研究会、SE労働と健康研究会、アスベスト対策委員会、地方センタープロジェクト、広報委員会、季刊誌編集委員会などを設置していくことを確認しました。

その他、第18回総会、地方センター交流会、安全シンポなどのまとめを行い、取り組みの到達と次の開催・内容について意見交換。中央労働安全衛生学校などの内容の検討、情勢の確認と各地・各団体の取り組み交流などを行いました。

確認された主な日程は下記のとおりです。

### ◇単産代表者会議

4月14日(木) 東京/平和と労働センター

### ◇第12回労働安全衛生中央学校

5月14日(土)～15日(日) 東京/家電会館

### ◇第19回総会

12月9日(金) 東京/平和と労働センター

## シリーズ 安全衛生活動の交流

## 第41回

## 東京都障害児学校教職員組合

## 人権侵害の教育環境に待ったなし！ 障害児学校の実態と改善に向けて

「来年こそ窓のある教室にしてくださいと、保護者から訴えられた」「体育館を学年・学級が複数で使うので『できるだけ体を動かさない体育』をやっている」など、もはや人権侵害と言える悲痛な声が、全国から上がっていると聞いています。

いま障害児学校の過大・過密化は、深刻な問題となっています。文部科学省が公表した2014年度のデータでは、全国の障害児学校の在籍者は13万5617人で、10年前との比較で1.4倍となっています。しかし、障害児学校の増設は同比較1.1倍で、施設・設備の改善は追いついていません。

障害児学校で学ぶ子どもたちは、車いすや寝たきりの重度・発作やてんかん・知的障害や発達障害・視覚障害や聴覚障害などさまざまな障害があります。1つの教室に20人・30人はいませんが、学校建設時に想定された児童生徒数の2倍・3倍の子どもたちが詰め込まれている状況が各地にあります。

児童・生徒が増えても学校建設が行われず、狭い建物に押し込まれている最大の要因として、小・中・高等学校などにはある、「設置基準（学校に備えるべき施設や設備の基準）」が障害児学校にないことが挙げられます。文科省は、「障害児学校にはさまざまな実態の子どもがおり、一律の基準は困難」「柔軟な対応をするために基準は作らない」と回答しています。行き届いた教育を保障するために、その基準を示すことは当然のことではないでしょうか。

### 「カーテン教室」で学習する子どもたち

東京都の障害児学校では、700を超える教室が不足しています。1つの教室をカーテンで間仕切りして、となりの音を気にしながらの授業です（写真）。美術室や家庭科室・図書室などの特別教室も転用して教室として使い、まだ足りなくなると更衣室や教材室・物置として使っていた場所まで教室として使う。クラスが多く、グラウンドや体育館での授業のやりくりがつかず、廊下や玄関ホールで体育の授業をする。暑い夏でも、プールに入れるのはほんの数回程度。休み時間には、トイレに長蛇の列ができる。障害のある子どもたちはいま、このような環境のなかで毎日学習しています。

東京都は2001年に7274人だった障害児学校の子供たちが、2014年には1万1656人となり、この14年間で4000人以上増えています。しかしこの間、



新たな学校建設はわずか2校であり、子どもを詰めこんでいるのが実態です。

都議会では、700の教室不足に対して、2020年までに479教室を増やすとしましたが、残りの教室不足は解消されません。今後さらに児童生徒数が増えると予測され、教育環境はさらに悪化することとなります。障害児教育を巡る人権侵害とも言える劣悪な状況を、少しでも早く解消しなくてはなりません。

### 教職員を蝕む労働環境の改善を

人権侵害とも言える状況は、教職員の労働環境にも及んでいます。学校の過大・過密化とともに、児童生徒数に対する教職員数の比率が少なくなり、当然教職員の仕事量は増えていきます。「休みがとりづらい」という声が多くの人から上げられ、「1人の病休が周りの人の病休に連鎖する」ということも起きています。

教職員数は増えても、教員同士の関係が薄くなり、「職員の名前と顔が一致しない」「コミュニケーションが不足して孤立しがちになる」「教職員数が増え過ぎて同僚のしんどさに気づけない」などの状況が生まれ、結果としてメンタル面での疾患の増加にもつながっています。

教職員の労働環境も劣悪で、「休憩室がない」「職員室が狭くて身動きできない」「教職員の給食が出ない」「職員の更衣室が学習室と併用」などの実態が報告されています。

教職員の健康を蝕む劣悪な教育環境や労働環境には、もう一刻の猶予もありません。「設置基準」策定を訴え続けるとともに、職場の安全衛生委員会を中心に、労働環境の改善に向けた取り組みがますます重要となっています。

（東京都障害児学校教職員組合 坂元康雄）

埼玉

# 3年1カ月で和解。速やかに救済制度を 曙ブレーキアスベスト被害賠償訴訟

2015年12月25日、約3年1カ月続いた曙ブレーキアスベスト被害賠償訴訟が和解という形で解決しました。

本訴訟は、埼玉県羽生市に工場を置く曙ブレーキ工業株式会社の従業員が、自動車用ブレーキなどの生産によって石綿関連疾患に罹患し元従業員と家族が原告となり損害賠償を求めたものです。

裁判所で和解が確認された後、原告団と弁護団は埼玉総合法律事務所にて記者会見を開きました。南雲芳夫弁護団長は、今回の和解では原告が求めた謝罪に対応するものとして被告会社が「遺憾の意」を表明し、安全配慮義務違反を認めた水準の解決金が支払われることになったことを報告しました。原告団からは折原晃副団長が、「会社には健康被害にあって不安に過ごしている元労働者たちを救済する制度を、速やかに確立してほしい」と話しました。さらに弁護団より、現在も国家賠償請求手続きは進行中であり、今後被害の掘り起しを行なっていくことが表明されました。



記者会見の後、報告集会（曙ブレーキアスベスト賠償訴訟を支援する会主催）が行なわれました（写真）。竹内和正弁護士が、「本件は1976年に井上浩行田労働基準監督署署長（元埼玉センター理事長）が曙ブレーキの特別調査を行なったことが始まり。その際は会社の責任を証明することができなかったが、2005年のクボタショックをきっかけに被害者と家族の会が立ち上げられた」と経緯を語り、「この解決が埼玉のアスベスト裁判の解決の大きな1歩となる」と評価しました。

原告からは、亡くなった家族の墓前に報告すると発言がありました。（埼玉センター 小野民外里）

山口

# 「省管轄のこと」ととどめず意見を 労働局申し入れ・懇談

山口センターは2015年12月16日、前年に続いて山口労働局に申し入れ・懇談を行いました。参加者は、局＝健康安全課・監督課・労災課・企画課から6人、当センター＝役員・高教組・山口大学教職組・地域労連などの代表11人の参加でした。

申し入れ内容は「長時間・過重労働の是正」「パワハラ予防・解決、労災審査の明瞭化」について2項目、「ストレスチェック制度の定着・推進」について：4項目、合計15項目。

労働局からの回答：国への要望事項について＝厚生労働省に上申する。労働者保護法の啓発について＝具体的な計画なども明らかにしつつ、周知・徹底を図っていききたい。また、厚労省通達に基づいて、サービス残業が常態化している事業所については公表。長時間・過重労働、パワハラによる精神障害の労災認定審査内容について＝現行制度上の取り扱い基準によって進めていることを理解してほしい。ストレスチェック制度について＝新しい制度なので、この間各地域でも研修会などを行っている。また、制度が悪用されないよう個人情報保護について、今後周知・徹底していききたい。山口労働局・各地域の



労働基準監督署で所轄すべきことについては、取り組みを強化したい。

懇談では、教職員の長時間労働の実態を報告・指摘。「文部科学省管轄なので」ということにとどめることなく、放置できない問題として意見具申していくことの重要性について率直に話し合いました。

また、看護師などの深夜労働や連続勤務の規制等についても意見交流をしました。日本医労連の15年11月13日の厚労省交渉における「法違反について粘り強く指導する。『時間管理者』を条文で明確にする。過重労働を規制したい」などの回答を紹介し、長時間・過重労働の是正が喫緊の課題であることを明らかにしました。

（「山口県労安センター通信」より）

## 各地・各団体のとりくみ

全労連

## 生活時間を取り戻そう！

見つめなおそう労働と生活 1・28集会

雇用共同アクションは1月28日、「働かせ過ぎにレッドカード！労働時間法制改悪NO！見つめなおそう労働と生活1・28集会」を文京シビックセンターで開催し、105人が参加しました（写真）。

6人が職場の実態について報告。「バス事業の規制緩和で2000年以降、事業者数が2122から4533になり中小零細が増え競争が激化。先日スキバス事故が起きた背景には、バス会社は旅行社からの無理な工程、低価格で仕事を請けざるをかったからだ」（自交総連）、「昼夜問わず、7～11時間の1人勤務が常態化。休憩もとれず、トイレにも行けず、下痢止めを飲んだり、おむつをつけたり、水分を取らないようにしている。この非人間的な働き方に抗議して組合に入った」（全労協・長野一般ファミリーマート労組）、「月に11～13回も夜勤のある看護師がいる。勤務間インターバルが8時間未満の場合がある病院が50%ある。二交替の方が、二連休があっていいように思えるが、患者さんと接していない時間が増え、患者さんの情報収集のために早く出勤しなければならない。どうせ休憩が取れないということで仮眠室もないところもある」など過酷な実態が報告されました。

実態報告を受けて、全労連の伊藤圭一常任幹事が



問題提起。「いま求められているのは、労働時間・時間外労働の上限規制、勤務間インターバル規制、夜勤交替制労働の法的規制の導入・強化と、生活保障賃金、均等待遇の確立。質の高い労働と生活を手に入れるため、労働時間短縮政策を、国に実行させよう」と呼びかけました。

日本労働弁護団事務局長の嶋崎量弁護士が「労働時間を取り戻せ！～労基法改悪の動向」と題し講演。労基法改悪について「残業代ゼロ制度一定額働かせ放題という視点で見る。残業代の意味は長時間労働の抑止ということもあるが、運動の視点として大切なのは、お金ではなく、労働者の命・健康の問題、生活時間の視点が重要」と指摘しました。

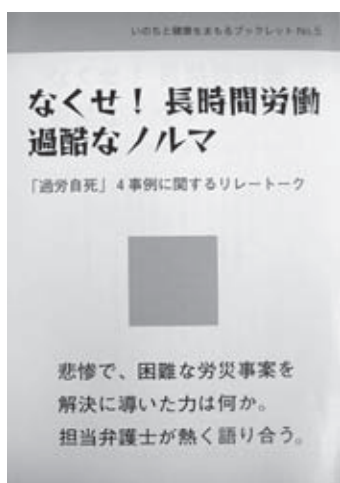
（全労連 高島牧子）

北海道

## 労災認定・職場改善に活用を

ブックレットを発行

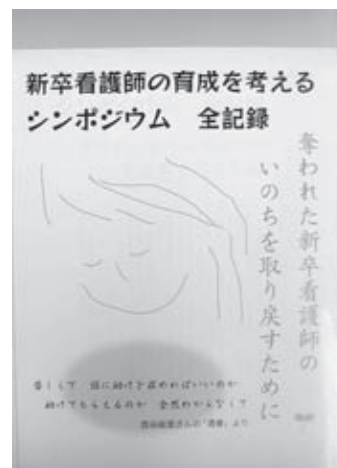
北海道センターでは、昨年の総会で行われた「4過労死事案についてのリレートーク」をまとめたリーフレットを発行しました。それぞれの事案を担当した弁護士が、事案の概要と労災認定させる上での苦労、勝利に導いた力は何かを熱く語り合った記録です。立証困難な事案に誠実に粘り強く立ち向かってきた弁護士の努力と遺族・家族の執念、いの健センターの相談機能とネットワークなどの協力が示されています。被災者・遺族の手記も



収めました。（申込先：北海道センター ☎011-825-4032）

また、KKR札幌医療センターの看護師過労問題に取り組む新卒看護師の労災認定、裁判を支援する会で取り組んだ昨年10月の全記録をまとめた冊子も発行。シンポで明らかになった過酷な看護現場と基礎教育の現状、困難な中での育成の努力、看護師初期研修の在り方など、改善への糸口について記しています。労災認定とその取り組みからわかってくる職場実態改善にむけての取り組みとして大いに活用ください。（申込先：北海道医労連 ☎011-721-6178）

頒価は、ともに300円です。



## 各地・各団体のとりくみ

# **メイリングリストや SNS の活用も**

民医連

民医連振動病交流集会

2月6・7日、第31回全日本民医連振動病交流集会が長崎県長崎市で開催され全国の民医連職員22人、長崎民医連職員22人、建交労から35人の計79人が参加しました。

記念講演は名古屋大学で公衆衛生・健康科学専門の榎原久孝教授が「手腕振動障害 - その疫学・病態・最新の知見から見た予防・早期発見・予後について」と題して講演。様々な数値やグラフ神経細胞の図等用いた専門的な内容でした。なかでも日振動曝露量は工具振動値と曝露時間の平方根の積により算出されるので、使う工具により1日の限界時間を算出できる等、大変興味深い話でした。振動病の科学、大学の研究、市中の臨床を結びつけることの大事さを感じました。

講演後は各県連の医師から様々な質問が多数寄せられました。振動工具に認定されていない電動カッターにて冷凍食品の加工をおこなっている事例への、労災申請後のアプローチについては、欧州では2.5m/S<sup>2</sup>は全て工具に認定されているが日本の法律はそうっていない。労働局に測定してもらうよう依頼してはどうかという回答でした。主催県から

の報告は長崎民医連菅政和医師が「長崎における労災、振動障害の取り組み」と題し、これまでの長年の実践、勝ち取ってきた認定、また社会復帰事業団の活動などについて報告しました。

特別報告は建交労長崎県本部中里研哉委員長が「長崎で振動障害に取り組んだ20年間」と題して発表。これまでのたたかいの歴史の話であり、気持ちのこもった内容でした。

2日目。各県連の取り組みを交流する演題発表には9演題の発表があり、それぞれの取り組みに対し活発な意見交換もおこなわれ、今後の活動に大いに役立つものとなりました。また各事例等を共有し今後ますます振動病に取り組んでいくため、メイリングリストやSNSを使つての情報交換の提起もおこなわれました。

(長崎民医連 新木士朗)



講演する榎原久孝教授

# **ストレスチェック・ハラスメントへの対応を共有**

民医連

職員の健康を守る交流集会

第7回民医連職員の健康を守る全国交流集会が、1月16日・17日、都内で開催され130人が参加しました。

集会では、①義務化されたストレスチェック制度を契機にメンタルヘルス対策の充実を図ることとつりわけ面接指導の課題を明らかにする②パワーハラスメントについて学び対応を検討することを大きな柱としました。

面接指導については、松浦健伸医師から「ストレスチェック制度での面接指導の向上のために」をテーマに講義を行い、具体的な面接指導方法を示し、ストレスチェックを機に民医連内での産業医・面接担当する医師の育成をはかることを呼びかけました。面接指導については、精神科医でない嘱託産業医としての取り組みや保健師面接についても報告され、グループ討論でも意見交換を行いました。事業所での取り組みは、方針確定と検討中を合わせると8割を超えていますが、未着手の法人もあり対応が

急がれるところと

2日目は、筑波大学の三木明子准教授から「医療・介護事業所職員間での

ハラスメントの実態とその対応」の講義を受けました。講義では事例にもとづいてハラスメントの法的な解釈とともに、職場ごとに暴力の内容と対応方針の明確化をはかること、暴力行為者への厳正な対処方針を明確化し周知すること。相談窓口を定めることなどが提起されました。参加者からは職場の実態に基づいた質問が多く出されました。

最後に田村昭彦理事より、2日間の学習交流を通じて、「ストレスチェックを含め、全国の経験を集約し健康で働き続けられる職場づくりをさらに進めていこう」とまとめが行われました。

(全日本民医連 岡村やよい)



講義を受けて意見交換

## 2015年のILO総会で「インフォーマル（非正規）からフォーマル（正規）経済の移行に関する勧告」を採択

ILO「国際労働機関」は2015年の6月に開催されたILO総会で「インフォーマル（非正規）からフォーマル（正規）経済の移行に関する勧告（第204号）」を出席政労使の圧倒的多数の賛成で採択しました。（日本の政労使代表も賛成）

ILOが非正規から正規への転換を図ろうと真剣な討論を重ねている時に、日本では派遣労働者を更に拡大する派遣法の改悪を強行したことは、世界から孤立していることを示すものです。

### ILO では正規雇用と直接雇用が当たり前

国際労働基準では、派遣労働という間接雇用は常用代替えを防止するために臨時的、一時的労働にきびしく制限しています。

ILOは158号条約（使用者の発意による雇用契約の終了に関する条約）と同勧告（第166号）がありますが、「雇用は正規が当たり前」という原則を明記しています。第166号勧告前文は「雇用関係を期間の定めのないものとするのができない場合に特定の期間の定めのある契約の採用に限定すること」としているのです。

今回の204号勧告では、次の3つの労働基準を明記し、「法律の上でも実践の場においても、労働に

おける基本的な原則と権利を尊重することを通じてすべての人のためのディーセントワークを実践すること」などの12の指導原則を示しています。

### 3つの基準は

①労働者の基本的権利を尊重し、また所得保障、生活及び起業家精神の機会を確保しつつ、労働者及び経済単位によるインフォーマルからフォーマル経済への移行を円滑にすること。

②フォーマル経済における企業とディーセントな仕事の創出、保護及び持続可能性の促進、またマクロ経済雇用、社会的保護及び他の社会政策の一貫性を促進すること。

③フォーマル経済の仕事のインフォーマル化を予防すること。

この非正規から正規化経済への勧告では、更に法的及び政策的枠組み、雇用政策、権利及び社会的保護、結社の自由、社会的対話及び使用者団体と労働者団体の役割、データ収集とモニタリング、実施などの規定があります。国際基準をぜひ参考にして下さい。

（公益財団法人社会医学研究センター 村上剛志）

## シリーズ 相談室だより (102)

### 洗脳型研修から過重労働 入社5か月でうつ病に

近頃、弁護士からの紹介事例が増えています。

昨年10月、全国1,500店舗を展開する急成長の会社が経営するうどん店の元店長が相談に来ました。2012年11月、募集に応じ「洗脳型研修」で異常な体験に遭遇し、終了後店長を命じられ、直後に新規開業を含めて、札幌圏の三店舗の店長になりました。店と店の移動時間は労働時間ではないとされ、時間外労働の時間が制限されたタイムカードの運用を強要されました。異論を言うと激しい叱責が浴びせられました。

結局、毎月100時間を超える時間外、2週間以上にわたる休みなしの連続勤務、パワハラの連続によって、K・Nさん（男・37歳）は入社5ヶ月でうつ病を発症し入院しました。

以後2年間、治療のため、故郷や海外で暮らし、

回復を目指しましたが、「こんな理不尽なことを放置することはできない」と労災申請することとし、弁護士に相談しました。

しかし、経済的基盤がなく借金生活でした。それを察した弁護士が労災は「いの健センター」にと紹介したのでした。

事務所までは、毎回歩いてきました。面談を通じ、立派な「申立書」を書き上げ、現職の同僚の協力も得、「調査」への対応も完璧に行いました。

先月、次の民事訴訟に向けて、「ブラック企業被害対策弁護団・北海道支部」の弁護士6人との話し合いがありました。K・Nさんは急展開の「ブラック企業」の社会的責任を問いたいと、前向きにたたく意欲を語りました。そのためにも、労災認定の朗報を心待ちにしていました。1月下旬、K・Nさんから「申請していた障害年金の支給決定通知が届きました」と弾んだ電話の声が入りました。

（北海道センター 佐藤誠一）

## 国の責任4度認める 建材メーカーの責任を初めて断罪 関西建設アスベスト訴訟判決

1. 1月22日、29日、関西建設アスベスト大阪訴訟、京都訴訟の判決が言い渡されました。両判決は、建設現場の石綿被害について、東京、福岡に続き、国の責任を罪するものでした。また、京都判決では、危険性を知りながら石綿含有建材を製造販売し続けた被告企業に対しても賠償責任を認めました。

2. 大阪判決では、国の責任について、75年から06年まで事業主に対して労働者に防じんマスクを使用させる義務を課さなかったこと及び石綿建材企業に対して石綿含有建材が危険であることの警告表示を義務付けなかったことを違法としました。また、95年時点で青石綿や茶石綿の製品については製造を禁止しながら、白石綿の製造を禁止しなかったことも違法としました。

京都判決では、72年から75年まで吹付作業時に送気マスクの着用を義務づけなかったこと、74年から95年まで屋内作業対策として防じんマスクを義務付けなかったこと及び石綿建材企業に警告表示義務を課さなかったこと、74年から04年まで屋内作業で集じん機付き電動工具の使用を義務付けなかったこと、02年から04年まで屋外作業において防じんマスク、集じん機付き電工工具の使用、警告表示を義務づけなかったことを違法としました。

屋外作業についての国の責任（京都判決）及び製造禁止（大阪判決）に踏み込んだのは初めてであり、従来の東京・福岡判決で認められた国の責任をさらに広げたものです。とくに、95年以降の製造禁止義務違反（大阪判決）を認めたことは、95年以降も石綿建材を製造販売し続けた企業の違法性が重大であることを示し、石綿建材の使用を推奨してきた国・国土交通省の違法を浮き彫りにするものです。

3. さらに、京都判決では、石綿建材企業について建材ごとに概ねシェア10%以上の企業の加害責任を認め9社に対して賠償を命じました。これまでは警告表示義務違反を認めながらも（東京判決）、どの企業の建材が原因で発症したかわからない（因果関係が不明）という理由で、企業の責任が否定されてきました。しかし、京都判決は、このことを覆したのです。原告・遺族は、「石綿含有建材を販売して利益をあげてきた企業の責任が問われないのはおかしい。」と訴え続けてきました。京都判決は、こうした原告・遺族たちの訴えを正面から受け止めた当然の判決です。

また、京都判決では、京都の原告との関係で9社



京都訴訟「勝訴」の旗をあげる原告弁護団

にとどりましたが、同判決でシェアが10%以上と認定されたのは、計19社にもなります。ニチアス、A&Aマテリアル、太平洋セメント、日東紡績、ノザワ、クボタ、ケイミュー、大建工業、神島化学工業、三菱マテリアル建材など、石綿建材業界を牽引してきた企業ばかりであり、これらの企業の責任が認められたことは、石綿建材業界ぐるみの違法が認められたに等しいものです。

4. 一方、一人親方については、労働者ではないから労働安全衛生法規の保護対象ではない、という形式的な理由で国の責任が認められませんでした。もっとも、大阪判決では、労働実態からみて、「労働者」であったとして救済された原告もあり、少しずつ一人親方の救済を広げています。また、京都判決では、「（一人親方を）救済する法律を定立しなかった立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題」として、国が立法により一人親方の救済を放置してきたことについて異例の言及をしています。

5. 判決後、原告らは、建設アスベスト被害の全面解決にむけて、全国のみなさんの支援も受けて、厚労省要請、国交省要請、国会議員要請、企業要請を行いました。企業要請では、これまで面会を拒否していた企業が初めて原告の要請を受け入れたり、被害救済にむけて国から声がかかったら検討する、という企業が増えるなど、勝利判決の成果が生まれてきています。

しかし、訴訟では、国も被告企業らも早期解決、全面救済に背を向けて控訴しました。両訴訟とも闘いは大阪高裁に移ります。建設アスベスト被害の全面救済にむけてさらなるご支援をよろしくお願いします。

（関西建設アスベスト大阪訴訟弁護団 遠地靖志）